第百四十九条に次の一項を加える。

5　第一項の規定にかかわらず、次に掲げる場合については、同項の規定による店頭の掲示は、することを要しない。

一　農林中央金庫の無人の事務所等において臨時にその業務の一部を休止する場合

二　休止の期間が一事業日以内で、業務が速やかに再開されることが確実に見込まれる場合

第百五十条第一項第十五号中「第七十二条第十二項第二号」を「第七十二条第十三項第一号」に改め、同項第十七号中「第七十二条第十二項第二号」を「第七十二条第十三項第二号」に改め、同項第十九号中「子会社対象会社」の下に「（業務高度化等会社を除く。）」を加え、同項第二十一号中「場合」を「ことを知った場合」に改め、同項第二十五号中「業務委託者」を「業務受託者」に改め、同条第三項第四号中「の一件当たりの金額が百万円以上」を削り、「含む。）」を「含む。以下この号において同じ。）のうち、農林中央金庫の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、当該業務の管理上重大な紛失と認められるもの」に改める。

別紙様式第七号の三―1の前の記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

1　第150条第１項第３号又は第３号の２の規定による届出書において、代表理事の婚姻前の氏名を当該代表理事の氏名に併せて記載して農林水産大臣及び金融庁長官に届け出ている場合には、「代表理事氏名」欄については、当該代表理事の婚姻前の氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該代表理事の婚姻前の氏名のみを記載することができる。

2　本表中に記載する金額及び件数は、この表中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。

別紙様式第八号第一の前の記載上の注意中４を５とし、３を４とし、２を３とし、１を２とし、同記載上の注意に１として次のように加える。

1　第150条第１項第３号又は第３号の２の規定による届出書において、代表理事の婚姻前の氏名を当該代表理事の氏名に併せて記載して農林水産大臣及び金融庁長官に届け出ている場合には、「代表理事氏名」欄については、当該代表理事の婚姻前の氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該代表理事の婚姻前の氏名のみを記載することができる。

別紙様式第八号第一の４の記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

1　第150条第１項第３号又は第３号の２の規定による届出書において、役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて記載して農林水産大臣及び金融庁長官に届け出ている場合には、「氏名（生年月日及び住所）」欄については、当該役員の婚姻前の氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該役員の婚姻前の氏名のみを記載することができる。

2　農林中央金庫法第24条第３項に規定する者に該当する監事については、役名の前に〇を付すこと。

別紙様式第九号目次の記載上の注意中４を５とし、３を４とし、２を３とし、１を２とし、同記載上の注意に１として次のように加える。

1　第150条第１項第３号又は第３号の２の規定による届出書において、代表理事の婚姻前の氏名を当該代表理事の氏名に併せて記載して農林水産大臣及び金融庁長官に届け出ている場合には、「代表理事氏名」欄については、当該代表理事の婚姻前の氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該代表理事の婚姻前の氏名のみを記載することができる。

別紙様式第九号第１の４の記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

1　第150条第１項第３号又は第３号の２の規定による届出書において、役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて記載して農林水産大臣及び金融庁長官に届け出ている場合には、「氏名（生年月日及び住所）」欄については、当該役員の婚姻前の氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該役員の婚姻前の氏名のみを記載することができる。

2　農林中央金庫法第24条第３項に規定する者に該当する監事については、役名の前に〇を付すこと。

別紙様式第十号目次の記載上の注意中４を５とし、３を４とし、２を３とし、１を２とし、同記載上の注意に１として次のように加える。

1　第150条第１項第３号又は第３号の２の規定による届出書において、代表理事の婚姻前の氏名を当該代表理事の氏名に併せて記載して農林水産大臣及び金融庁長官に届け出ている場合には、「代表理事氏名」欄については、当該代表理事の婚姻前の氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該代表理事の婚姻前の氏名のみを記載することができる。

別紙様式第十五号目次の記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

1　法第95条の８第１項において準用する銀行法第52条の63第１項の指定申請書又は法第95条の８第１項において準用する銀行法第52条の78第１項の規定による届出書において、代表者又は管理人の婚姻前の氏名を当該代表者又は管理人の氏名に併せて記載して主務大臣に提出している場合には、その後に当該代表者又は管理人の氏名のみを記載した当該届出書を主務大臣に提出するまでの間は、「代表者又は管理人の役職氏名」欄に当該代表者若しくは管理人の婚姻前の氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該代表者若しくは管理人の婚姻前の氏名のみを記載することができる。

2　この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。

別紙様式第十五号５の記載上の注意中３を４とし、２を３とし、１を２とし、同記載上の注意に１として次のように加える。

1　法第95条の８第１項において準用する銀行法第52条の63第１項の指定申請書又は法第95条の８第１項において準用する銀行法第52条の78第１項の規定による届出書において、役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて記載して主務大臣に提出している場合には、その後に当該役員の氏名のみを記載した当該届出書を主務大臣に提出するまでの間は、「氏名又は商号若しくは名称」欄に当該役員の婚姻前の氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該役員の婚姻前の氏名のみを記載することができる。

別紙様式第十五号７の記載上の注意中３を４とし、２を３とし、１を２とし、同記載上の注意に１として次のように加える。

1　法第95条の８第１項において準用する銀行法第52条の63第１項の指定申請書又は法第95条の８第１項において準用する銀行法第52条の78第１項の規定による届出書において、役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて記載して主務大臣に提出している場合には、その後に当該役員の氏名のみを記載した当該届出書を主務大臣に提出するまでの間は、「役員の氏名又は商号若しくは名称」欄については、当該役員の婚姻前の氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該役員の婚姻前の氏名のみを記載することができる。

附　則

この命令は、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。